令和４年４月２２日

保護者各位

米沢市教育委員会
教育長　土　屋　　宏

休校・閉鎖措置への対応

新型コロナウイルス感染症に関する基本的な対応の一部変更について

陽春の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、新型コロナウイルス感染症への適切なご対応につきまして、感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本市における休校・閉鎖等の措置に関するこれまでの対応について、様々な状況から判断し、下記のとおり一部変更し、４月２５日より適用いたします。ご理解ご協力をお願いします。

記

１．　登校についての考え方について

【これまでの対応】
兄弟のいる学校等が学級・学年閉鎖、休校になった際は、当該児童生徒も登校を控えていただく。

【今後の対応】
（上記に加えて）
尚、閉鎖・休校措置が続く場合は、３日間は登校を控えていただき、４日目からは、本人家族の体調等に心配な状況がない場合、登校できるものとします。
ただし、感染予防上の不安がある場合（※）など、引き続き閉鎖・休校措置が解除されるまで登校を控えていただく場合は、欠席ではなく出席停止の扱いとなります。

※　閉鎖・休校措置の兄弟が濃厚接触者、ＰＣＲ検査対象、待機期間中などに該当する場合や保護者、本人が登校に対して不安がある場合など。